

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人大同学園
②設置大学名称	大同大学
③担当部署	法人本部総務部総務室
④問合せ先	052-612-1551
⑤点検結果の確定日	2026年6月1日
⑥点検結果の公表日	2026年6月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.daido-it.ac.jp/outline/governance_code/">https://www.daido-it.ac.jp/outline/governance_code/</a>
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

原則 1 - 2 ②、原則 2 - 1 ②の説明の内容を年次により更新

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学の建学の精神、理念及び教育目的について、ホームページ、大学案内等により、学生をはじめ広く社会に公表している。 【掲載 URL】 <a href="https://www.daido-it.ac.jp/outline/outline/">https://www.daido-it.ac.jp/outline/outline/</a>
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生に対して、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、アセスメントポリシーに基づく学修成果の点検・評価、及び自己点検・評価に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「学校法人大同学園組織規則」に学長、学長の補佐体制、教授会をはじめとする教学組織の権限及び役割を規定し、明確化している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	「大同大学学生の厚生補導に関する規程」に基づき、教員と職員が適切に分担・協力・連携する体制を確保し、組織的な学修支援体制を整備している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教学マネジメントの一環として中期計画に定め、教職員の資質向上に取り組んでいる。

#### 原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	第 1 期中期計画（2020～2024）の実施結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある計画となるよう、第 2 期中期計画（2025～2029）の策定にあたり、「現状分析、環境認識の共有」「ビジョンと目標の明確化」「全員参画」を柱とする策定方針を定め、当該計画を策定した。 【掲載 URL】 <a href="https://daido.ac.jp/plan/">https://daido.ac.jp/plan/</a>
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	理事長を委員長とする「第 2 期中期計画策定委員会」及び具体的なテーマを扱う各WGを中心とした推進体制を構築し各部門と連携をしながら計画を推進している。

	<p>具体的には、実効性のある年次計画に落とし込み、半期単位で進捗管理を行っている。さらに、年度末にあたる3月下旬に、全教職員が参加するキックオフミーティングを開催している。当該ミーティングにおいては、中期計画の進捗状況について報告するとともに、次年度における重点施策・重点項目を共有し、学園全体としての方針及び認識の統一を図っている。</p> <p>【掲載 URL】  <a href="https://daido.ac.jp/plan/">https://daido.ac.jp/plan/</a></p>
--	---

### 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学の建学の精神に基づく「実学主義」の理念を踏まえ、産業と社会の要請に応える人材の育成を行っている。
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域社会貢献の主たる活動として、南区役所との連携と協力に関する包括協定に基づく活動のほかに、本学の社会貢献機能を強化し、学内外協働で学生教育と地域課題解決に向けた活動の遂行と社会貢献活動推進の支援を目的とする新センターを立ち上げた。さらに、地域住民や関係機関を対象とした公開講座を開催し、地域と大学との連携強化をすすめている。また、実践的な研究活動を推進する「ラボラトリー制度」を発足させた。

### 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍など、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備及び充実に努めている。
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	現在、役員等への女性登用はない。 これまでも、男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、女性登用に配慮しており、理事及び評議員に複数の女性登用の実績が近年にある。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
------------	----

理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、私学法及び「学校法人大同学園寄附行為」に基づき、所管する分野で求められる知識、能力及び経験を有した適任者を選任している。理事の選任過程においては、評議員会の同意を求めるとしており、選任行為の適切性、透明性を確保している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	私学法及び「学校法人大同学園寄附行為」に基づき、理事会運営の透明性を確保するとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要な知識を習得できるよう、新任・外部を含む理事に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	私学法及び「学校法人大同学園寄附行為」の規定に基づき、適切な人材を選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事及び会計監査人から監査計画・監査結果の説明が行われることに加え、期中及び決算時において監事と会計監査人による情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省等が実施している監事研修会への参加を案内・依頼している。その他、法改正等の情報については、適宜、情報共有を行っている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	私学法及び「学校法人大同学園寄附行為」に基づき、属性・構成割合に即した適切な人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。

実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要な知識を習得できるよう、新任・外部を含む評議員に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

#### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人大同学園リスク管理基本規程」に基づき危機管理体制を整備するとともに、個別事象に対する対応マニュアルの整備を進めている。事業継続計画については、学園の立地の特性から、大規模災害に対する計画を策定している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	すべての教職員が規程類を閲覧できるようグループウェアに最新版を掲載するとともに、改定の都度、改定内容を教職員に通知している。「学校法人大同学園コンプライアンス推進規程」に基づき、法令順守に努めている。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人大同学園情報公開方針」を定め、本学のホームページで明示している。 【掲載URL】 <a href="https://www.daido-it.ac.jp/other/disclosure.html">https://www.daido-it.ac.jp/other/disclosure.html</a>
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	幅広いステークホルダーが理解しやすいよう、分かりやすい用語を使うなど説明方法の工夫に努めている。

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明